

# 写

発委第1号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月22日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 岡崎つよし

説明

この案を提出するのは、部の追加並びに常任委員会の名称、委員の定数及び常任委員の任期の変更等に関し、長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する必要があるからである。

# 写

別紙

長久手市条例第 号

長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例  
(長久手市議会委員会に関する条例の一部改正)

第1条 長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号)  
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第3条 (略) 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第3条 (略) 2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。 【別記1 参照】

## 【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務委員会の項 (略)		
教育福祉委員会	6人	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
くらし建設委員会の項及び予算決算委員会の項 (略)		

改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会の項 (略)		
教育福祉委員会	6人	福祉部_____、教育委員会の所管に関する事項

# 写

	する事項
くらし建設委員会の項及び予算決算委員会の項 (略)	

第2条 長久手市議会委員会に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管</u>)</p> <p>第3条 議員は、<u>予算決算委員会の委員のほか、</u>少なくとも1つの常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。<u>ただし、議長は職務上の中立性確保のため、常任委員とならないものとする。</u></p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条の2 常任委員の任期は<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第3条 議員は、_____少なくとも1つの常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。_____</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条の2 常任委員の任期は<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 (略)</p>

## 【別記1】

改正後

名称	委員定数	所管
総務くらし建設委員会	9人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評

# 写

		価審査委員会、 <u>くらし文化部、建設部、農業委員会</u> の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	8人	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

## 改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会	6人	1 市長公室、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会 _____ の所管に関する事項 2 他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	6人	福祉部、子ども部、教育委員会の所管に関する事項
くらし建設委員会	6人	<u>くらし文化部、建設部、農業委員会</u> の所管に関する事項
予算決算委員会の項 (略)		

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成31年5月1日から施行する。

# 写

意見書案第1号

プラスチックごみの削減に向けた対策を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に意見書を提出する。

平成31年3月22日提出

提 出 者

長久手市議会

くらし建設委員長 ささせ順子

要 旨

プラスチック資源循環戦略素案で掲げた目標を達成するため、国内資源循環体制の早期構築やプラスチックによる海洋汚染の防止に向けた国民的機運の醸成など、実効性ある適切な対策を講じるよう強く要望するため、関係機関に対し意見書を提出するものである。

# 写

別紙

## プラスチックごみの削減に向けた対策を求める意見書

近年、プラスチックごみに起因する海洋プラスチック問題が地球規模で深刻化している。

プラスチックごみが海に流出すると、海洋汚染が拡大するだけでなく、有害物質を吸着して魚介類に取り込まれたマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されており、多くの国々が独自の対策に乗り出している。

我が国はこれまで、プラスチックの適正処理や3Rの推進により海洋流出抑制を図ってきたが、国連環境計画の報告書で、プラスチックの一人当たりの排出量が世界で2番目に多いことが指摘されたことを受け、平成30年10月、「プラスチック資源循環戦略」の素案を策定した。

同案では、2030年までに使い捨てプラスチックを累積で25%排出抑制し、35年までにプラスチック製容器包装の100%をリサイクル、または有効利用すると示されている。目標の達成に向け、現在行われている国民レベルの分別協力体制の更なる推進を後押しし、国内における優れた環境・リサイクル技術やシステムの向上に努める企業に対して積極的な支援を求めたい。また、小売店に対するレジ袋有料化の義務付けについて、公平な制度の構築と、実効性を確保する対策が不可欠であり、消費者や事業者に対して分かりやすい仕組みとなるよう、丁寧な推進を求めたい。

『自然の叡智～人と自然がいかに共存していくか～』をテーマに掲げた「愛・地球博」のメイン会場市であり、持続可能な循環型社会の形成に率先して取り組んできた本市にとって、プラスチックごみが自然環境に与える影響は、決して看過できない問題である。

よって、国に対し、プラスチック資源循環戦略素案で掲げた目標を達成するため、国内資源循環体制の早期構築やプラスチックによる海洋汚染の防止に向けた国民的機運の醸成など、実効性ある適切な対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

# 写

平成31年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

平成31年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

平成31年3月22日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
- 1 常任委員会正副委員長の選任結果について
  - 2 議案の提出について
- 第2 議案第1号から議案第18号まで及び議案第23号から議案第26号まで並びに請願第1号  
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第3 発委第1号長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について  
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第4 意見書案第1号プラスチックごみの削減に向けた対策を求める意見書の提出について  
(意見書案の上程、提案者の説明、意見書案に対する質疑、討論採決)
- 第5 同意案第3号固定資産評価員の選任について  
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)
- 第6 公立陶生病院組合議会議員の追加選挙



政務活動費の交付に関する規則 新旧対照表

改正後（案）	改正前
<p><u>（政務活動費の返還）</u></p> <p><u>第5条</u> 条例第6条第3項に定める様式は、<u>第4号様式</u>によるものとする。【裏面 参照】</p> <p>（収支報告書）</p> <p><u>第6条</u> 条例第8条第1項に定める様式は、<u>第5号様式</u>によるものとし、同条第3項に定める様式は、<u>第6号様式</u>によるものとする。</p> <p>（証拠書類等の整理保管）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p>（収支報告書の閲覧）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p>	<p>（収支報告書）</p> <p><u>第5条</u> 条例第8条第1項に定める様式は、<u>第4号様式</u>によるものとし、同条第3項に定める様式は、<u>第5号様式</u>によるものとする。</p> <p>（証拠書類等の整理保管）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>（収支報告書の閲覧）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p>

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の長久手市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、平成31年度以降の政務活動費について適用し、平成30年度以前の政務活動費については、なお従前の例による。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

長久手市長

様

氏名

印

年度政務活動費返還届

年 月 日付けにて交付決定された政務活動費を下記のとおり返還  
します。

記

1 当初交付決定額

金 円

2 返還額

金 円

3 変更の理由